

# 診療報酬改定に関するお知らせ

## ①入院時の食事療養費の負担額変更について

令和6年6月1日から、入院時の食事療養費の負担額が変わります。なお、価格改定は全国の医療機関一律で行われます。

### 入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担分）

| 所得区分   | 令和6年5月31日迄             |       | 令和6年6月1日から                    |
|--|------------------------|-------|-------------------------------|
| 一般所得の場合<br>区分ア 現役並みⅢ<br>区分イ 現役並みⅡ<br>区分ウ 現役並みⅠ<br>区分エ 一般 | 460 円/食<br>(1,380 円/日) | +30 円 | <u>490 円/食</u><br>(1,470 円/日) |
| 住民税非課税世帯の場合<br>区分オ 低所得Ⅱ                                  | 210 円/食<br>(630 円/日)   | +20 円 | <u>230 円/食</u><br>(690 円/日)   |
| 低所得Ⅰ   | 100 円/食<br>(300 円/日)   | +10 円 | <u>110 円/食</u><br>(330 円/日)   |

※上記は流動食のみを提供する場合以外の場合となります。

## ②ベースアップ評価料の算定について

令和6年の診療報酬改定で新たに設けられた「ベースアップ評価料」は、医療分野で働く人の賃金の改善を目的とし、人材を確保・給与を向上させるための取り組みとして導入されたものです。

より質の高い医療の提供のため、人材の流出を防ぐため、他の産業と同じ水準の賃上げを実現するために、「ベースアップ評価料」を積極的に活用することが必要であり、当院でも令和6年6月1日より、算定をいたします。

### 当院で算定するベースアップ評価料

1) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

2) 入院ベースアップ評価料

患者さん、ご家族におかれましては、負担増となりますこと誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。引き続き良質の医療を提供することをお約束し、皆様のご期待に応えて参ります。